

## 竹島問題の問題点

-日本外務省の『竹島』批判-

内藤正中\*

### 目次

- Point 1. 日本は古くから竹島の存在を認識していました。
- Point 2. 韓国は古くから竹島を認識していたという根拠はありません。
- Point 3. 日本は、鬱陵島に渡る船がかり及び漁探地として竹島を利用し、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。
- Point 4. 日本は17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止しましたが、竹島への渡航は禁止しませんでした。
- Point 5. 韓国が自国の主張の根拠として用いている安龍福の供述には、多くの疑問点があります。
- Point 6. 日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意志を再確認しました。
- Point 7. サンフランシスコ平和条約起草過程で、韓国は日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう要請しましたが、米国は竹島が日本の管轄下にあるとして拒否しました。
- Point 8. 竹島は1952年、在日米軍の爆撃訓練地域として指定されており、日本の領土として扱われたことは明らかです。
- Point 9. 韓国は竹島を不法占拠しており、我が国としては嚴重に抗議しています。
- Point 10. 日本は竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国が之を拒否しています。

日本外務省は、2008年2月に『竹島——竹島問題を理解するための10のポイント』と題した14ページのパンフレットを発行した。

これまでは、もっぱらホームページを使ってその主張を述べていたものを、初めて印刷物として刊行配布したわけである。ホームページは、いつでも誰でもが自由に見ることができる利点をもっているが、改訂が容易であるため、いつ改めたかがわからないという問題があった。竹島の場合でいえば、この3年の間は3回の改訂が行われてきている。いやしくも政府の主張であるからには、そんなに簡単に変更されてよいわけではないはずであるが、いつの間にか変えられているということである。印刷物であれば、記録として残るものであるが、インターネットを使ったホームページは、何の記録も残らないのである。歴史の記録としては、誠に不都合極まるものと思っていた。その限りでは、今回、印刷物として刊行配布したことを歓迎するものである。今回のパンフレットは、現在のホームページの内容を一部補完するかたちで作成されている。もちろん、「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です」という日本政府の主張は、一貫して変えられていない。

しかしながら、このパンフレットの記述には、歴史的事実についての誤認があるし、重要な事実であるにもかかわらず、無視して欠落させているなどの問題を含む内容であることを指摘しないではいられないものである。

とりわけ2005年3月の島根県議会による「竹島の日」条例制定を機にして、竹島問題をめぐる新しい史料の発掘紹介や研究の発表も行われてきたにもかかわらず、そうした研究動向を全く考慮しないままであることが気にかかる。明らかに政府当局者の勉強不足が露呈しているのが、外務省による『竹島』パンフレットであるといわなければならないのである。

以下、順次パンフレットの記述にそって、そこでの問題点を指摘してゆくことにする。

## Point 1. 日本は古くから竹島の存在を認識してしまし

た。

現在の竹島は、かつて「松島」と呼ばれ、鬱陵島が「竹島」「磯竹島」と呼ばれていた。その名称については、ヨーロッパの探検家等による測位の誤りにより、一時的に混乱はあったものの、日本が「竹島」と「松島」の存在を古くから承知していたことは、各種の地図や文献からも確認できるとして、パンフレットは長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』(1779年)を代表的な例としてあげている。

歴史的事実としていえるのは、鬱陵島については、11世紀に「宇流麻島」として日本の史書に記録され、以来「磯竹島」と呼ばれてきたが、17世紀に伯耆国米子町人が渡航するようになってからは「竹島」として知られていた。これに対して現竹島は、竹島途航の途中に発見されて「松島」と呼ばれていたが、限られた関係者以外には知られておらず、幕府当局もまた竹島渡海禁止を達する時まで、竹島の近くに松島(現竹島)があることは知らなかったのである。

1667年に松江藩の齊藤豊仙が著した『隠州視聴合紀』は、隠岐国の西北に松島、竹島があることを記したが、隠岐国には含まず、同書附属の地図も島前と島後だけで、松島、竹島は除外している。

外務省が竹島、松島を記載している地図の代表としてあげたのは長久保赤水(ながくぼせきすい)の『日本輿地路程全図』は、1778年に幕府官許となった交通図で、松島、竹島は記載しているものの、初版は異国と同じ扱いで彩色していない。どうしてこれを代表的なものとしてあげたのであろうか。外務省の意図するところがわからない。このほかの林子平による『三国通覧図説』(1785年)附属の『三国接壤図』では、竹島について「朝鮮の持也」と注記して、朝鮮領であることを明らかにし、松島は描いていない。つまり、1696年の幕府による竹島渡海禁止令以降の時期では、竹島、松島はともに日本領とは認識されてはいなかったのである。伊能忠敬(いのうただたか)の地図を元にして作成された江戸時代で唯一の官撰地図『官板実測日本地図』(1867年)に竹島、松島が記載されていないのも当然のことといえるべきである。

外務省はパンフレットで、「鬱陵島と竹島を朝鮮半島と隠岐諸島の間に的確に記載している地図は多数存在します」と記しているが、上述した地図以外には存在しておらず、当然に、竹島を日本領として古くから認識していたなどとはいえないはずである。

## Point 2. 韓国は古くから竹島を認識していたという根拠はありません。

パンフレットの記述は、ホームページと同じものが多いなかで、この項目だけは記述を全面的に改訂し、一部の研究者が主張している新説を紹介するなどという特徴がみられ、外務省の姿勢がうかがわれる。まずはじめに、ホームページでの記述についてみてゆくことにする。

### 【韓国における竹島の認知】

#### 1. 概説

韓国側は、朝鮮の古文獻に出てくる「于山島」等の島が今日の竹島であると主張しています。しかし、この「于山島」等が今日の竹島に該当していることを確かに裏付ける根拠を見いだすことはできません。

#### 2. 韓国側の主張

(1) 韓国側は、朝鮮の古文獻『世宗実録地理志』(1454年)や『新增東国輿地勝覧』(1531年)などの記述をもとに、「鬱陵島」と「于山島」という二つの島を古くから認知していたのであり、その「于山島」こそ今日の竹島であると主張しています。

(2) しかし、この『新增東国輿地勝覧』ですら「于山島」と「鬱陵島」の二島説をとりつつ、一島二名の可能性を示唆する文言を含んでいます。また、その他の朝鮮の古文獻には、「于山島」は鬱陵島の別名であり、そもそも同一の島を指しているとするものもあります。

(3) さらに朝鮮の古文獻にある「于山島」の記述には、その島には多数の人々が住み、大きな竹を産する等、竹島の実状に見合わないものがあり、むしろ「鬱陵島」を想起させられるものとなっています。

(4) なお、『新增東国輿地勝覧』に添付された地図には、「鬱陵島」と「于山島」が別個の2つの島として記述されています。もし、韓国側が主張するように「于山島」が竹島を示すものであれば、この島は、「鬱陵島」の東方に、鬱陵島よりもはるかに小さな島として描かれるはずですが、しかし、この地図における「于山島」は、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれ、さらには朝鮮半島と鬱陵島の間(鬱陵島の西側)に位置している等、全く実在しない島であることがわかります。

これに対してパンフレットでは(1)朝鮮の古文獻では、「鬱陵島」と「于山島」という二つの島を古くから認知しており、その「于山島」が現竹島であると韓国側は主張している。(2)『三国史記』(1145年)には、于山国であった鬱陵島が512年に新羅に帰属したという記述はあるが、「于山島」についての記述はない。その他の古文獻中にある「于山島」の記述には、竹島の実状には合致せず、むしろ鬱陵島を思わせるものになっている。(3)『東国文獻備考』(1770年)、『増補文獻備考』(1908年)、『萬機要覧』(1808年)に引用された『輿地志』(1656年)を根拠に、「于山島は日本のいう松島(現在の竹島)」と主張するが、『輿地志』の本来の記述は、于山島と鬱陵島は同一の島としており、正しい引用ではないとする研究もある。その研究では、『東国文獻備考』等の記述は、安龍福の信憑性の低い供述を無批判に取り入れた『疆界考』を底本にしていると指摘している。(4)『新增東国輿地勝覧』の地図(前述ホームページと同文)。

パンフレットの記述で問題になるのは、(2)と(3)についてであ

る。

(2)のように、『三国史記』に「于山島」についての記述があるなどとは、韓国では誰もいっていない。何をもとにして外務省はそのようなことをいうのかわからない。鬱陵島については記してあるが、それ以外の島についての言及はないのである。したがって、そのことをもって、「今日の竹島は于山国に含まれていなかったとするのが、『三国史記』の記述に沿った読み方である」などという者もいるが、言及がないということから、于山島が于山国に含まれていなかったと断言するわけにはゆかないはずである。

(3)の『輿地誌』からの引用をめぐる問題では、「一島二名」説をとる論者の説にもとづいて「于山島と鬱陵島は同一の島である」というのが『輿地志』本来の記述であるとする。

だがしかし、『疆界考』(1756年)の「鬱陵島」の條には、「愚按、輿地志云、一説于山・鬱陵本一島 而考諸図志 二島也 一則倭所謂松島、而盖二島 俱是于山国也」とあり、「一説に于山、鬱陵は本一島」の文言を『輿地志』から引用しつつも、諸図誌の説を併せ考えると「二島也」としなければならず、一つは倭のいう松島であり、まさしくこの二つの島は両方ともに于山国であるとしたのである。そして、『東国文献備考』(770年)「輿地考」の記述では、「輿地志云、鬱陵・于山皆于山国地 于山則倭所謂松島也」と明記したのであった。わざわざ「批判する研究もあります」と、ここでだけ異説を取り上げた外務省の意図はわからない。

(4)の、『新增東国輿地勝覧』の添付地図についての説明は、かつて川上健三が、于山、鬱陵の二島説は実際を見たことがないものが概念的に記したと述べていたものであるが、16世紀に作成された絵図である以上、島の位置や大きさが不正確にしか描かれなかったのは当然のこととしなければならない。しかも、この絵図における「于山島」を全く実在しない島が有ることがわかりますなどと記しているのは、(3)にも関連する「一島二名説」へのこだわりを示すものというべきであろう。

要するに、「于山島」は現竹島であるとする韓国側の主張を否認し

たつもりでいるが、上述の説明では、到底相手を説得できるものではないことは明らかである。

### Point 3. 日本は、鬱陵島に渡る船ががり及び漁探地として竹島を利用し、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。

ホームページでは、「竹島の領有」としていたが、「鬱陵島への渡海免許」の説明のなかで「領有」についての言及は何もしていなかった。しかし、このパンフレットでは、「こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます。」と、新しく文言を加えて竹島領有権の確立を強調する。

しかしながら、何をもって竹島領有権を確立したかということについては、何の記述していないのである。

伯耆国米子町人の大谷甚吉(おおやじんきち)と村川市兵衛(むらかわいちべえ)が幕府から竹島への渡海免許を受け、両家は毎年1回交替で渡航し、アワビやアシカを採取する事業を継続して行っていた。これが米子町人による竹島渡海事業である。

幕府が米子町人兩名が申請した渡海免許を、鳥取藩主に交付した文書には5月16日の日付が記してあるだけで、年号は記していない。それを1618年とするのは、大谷家の文書にもとづく通説であって、公的記録ではない。免許状に署名している4名が、そろって老中になるのは1622年であるから、その年以降に発給されたものとみななければならないのである。1618年の時点では、4名のうち2名だけが老中に就任していたにすぎず、老中連署の発給文書を1618年とすることはできない。外務省は、「1625年との説もあります」と注記しているが、それですませることのできる問題ではない。

渡海免許状では、伯耆国米子から竹島へ、「先年」船で渡海したこと

があるから、そのように今度も渡海したいという申請に対して許可したという内容になっている。幕府が許可したのは「今度の渡海について」である。それにもかかわらず、米子町人はそれ以後も「將軍家の葵の紋を打ち出した船印をたてて」竹島への渡海をつづけたのであった。

こうした竹島への渡海免許を、外務省は鬱陵島への渡海免許とって怪しまない。鬱陵島といえば朝鮮の島である。空島政策をとっていたため無人の島になっていたといっても、領有権を放棄したわけではない。朝鮮領の鬱陵島への渡海を、幕府が許可するということが認められないことはいうまでもない。したがって幕府は、新島に「竹島」という名称をつけて、米子町人に排他的営業権を認めたのである。鬱陵島については、日本で「磯竹島」と呼んで、対馬藩が領有化を画策して朝鮮王朝と交渉したのは1614年である。それだけに、新島には磯竹島とは異なる「竹島」の名称が必要であった。鬱陵島に対する竹島の名称は、1693年からはじまる「竹島一件」の日朝交渉のなかでも問題となる。

かつて外務省のホームページでは、米子町人が幕府から鬱陵島を拝領して渡海免許を受けたと記していた。「拝領」というのは領主から領有権を譲渡されることであるが、鬱陵島に対する支配権もなかった幕府が、町人に島の領有を認めるなどということは、歴史の常識では考えられないことである。

現竹島(当時の松島)についても同じである。現竹島は、鬱陵島渡航の道筋にあることから、船がかりとして、また漁採地として利用されていたことは、たしかである。しかし、そのことをもって「竹島の領有権を確立した」などということができないのは明らかである。現竹島については、かつて川上健三が、大谷家文書に有る1661年に旗本の阿部四郎五郎の斡旋によって、米子町人の松島(現竹島)渡海について幕府の「内意」を得たという記述を「松島拝領」と誇張したことにもとづく誤りである。領有権を確立したなどといえなお、1635年の鎖国令を発した時、幕府は鬱陵島や竹島への渡航については何らの措置もとらなかったのは、幕府が鬱陵島や竹島を外国領と考えて

いなかったからであるという。鬱陵島を朝鮮の島であると認識しておれば、渡海免許は朱印状でなければならず、日本からの渡海は釜山への一路だけと定められていたから、竹島渡海に適用できるはずもない。幕府は、鬱陵島を竹島とすることにより、日本国内並みの扱いにして渡航を許可したと考えなければならず、当然に鎖国令の適用外となる。

#### Point 4. 日本は17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止しましたが、竹島への渡航は禁止しませんでした。

幕府からの鬱陵島への渡航を「公認」された米子町人の両家は70年にわたって、「竹島渡海事業」を独占的に行っていた。

ところが、1692年に鬱陵島へ出かけた村川船は、多数の朝鮮人が同島で漁採に従事しているのに遭遇する。翌年に出漁した大谷船も、多数の朝鮮人に出会ったことから、安龍福と朴於屯の2名を日本に連行して帰った。米子で鳥取藩の取調べを受けた後、幕府の指示によって兩名を対馬藩から朝鮮国に送還するとともに朝鮮人の鬱陵島への渡航を禁止するように要求して交渉をはじめた。しかし交渉は、鬱陵島を日本の竹島とする日本側と、朝鮮領であるとする朝鮮側との意見が対立し、双方の合意には至らなかった。

日鮮両国の間で3年間にわたって行われた交渉が決着したのは1696年であった。外務省のパンフレットは、「対馬藩より交渉決裂の報告を受けた幕府は、1696年1月、朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡航を禁止することに決定し」と記しているが、事実経過はこの説明とは大きく異なっているというべきである。

竹島一件(鬱陵島争界)と呼ばれているこの外交案件は、鬱陵島を竹島と呼んで、日本領であるから朝鮮人の渡航を禁止することを朝鮮側に申し入れたことから始まった。これに対して、鬱陵島は日本でも知られている『東国輿地勝覧』に記載されている朝鮮の領土である

と主張する朝鮮側とが対立したもので、最終的には日本側が竹島は朝鮮領の鬱陵島であることを認めて、日本人の渡航を禁止するという正反対の結果でもって終わった案件であった。

その決着にあたっては、外務省がいつているように、対馬藩が交渉の決裂を幕府に報告したことから、幕府が朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の渡航禁止の措置をとったというものではなかった。

3年にわたる交渉経過の詳細は、対馬藩がまとめた『竹島紀事』を通じた明らかにすることができる。いまここでは、パンフレットが記述する交渉決着に至る経過についてだけみることにする。

ゆきづまった交渉を打開する方途を見出すため、対馬藩主が江戸に出向いて幕府と協議に入る。対馬藩はこの時、交渉決裂は報告していない。幕府に対して交渉の経過を報告し、幕府の意見を求めたが、対馬藩としては、「本邦竹島」として朝鮮人の渡航禁止を求める方針をとることを決めていた。

その一方で幕府は、竹島渡海の当時者である鳥取藩の意見を聞くため質問を行った。鳥取藩は竹島についての質問に答えるなかで、竹島は因幡、伯耆両国に所属する島ではないことを明らかにした。この鳥取藩の回答によって幕府の対処方針は確立し、1696年1月9日に、竹島については鳥取藩の申請で渡海を許可したままで、朝鮮の島を日本のものにしようというわけではない、島には日本人は住んでいないし、島までの距離も伯耆からよりも朝鮮からの方がはるかに近く、朝鮮領の鬱陵島のようなものである。このため幕府は日本人の渡海を禁止することとし、その旨を対馬藩に伝えた。そして1月28日に、幕府は公式に竹島への渡海禁止を達したのであった。

ただしこの禁止令は、さしあたって鳥取藩と対馬藩に対してだけ伝えられ、鳥取藩は関係者への伝達は帰国の時でよいとされていたことから、8月1日に大谷、村川兩人に伝えて請書を受取った。対馬藩は10月16日に朝鮮国東萊府に通告している。

この時の幕府の渡海禁止令は、竹島(鬱陵島)への渡航についてだけであり、松島(現竹島)についての言及はなかった。このためパンフレットは、「竹島(松島のこと)への渡航は禁止されませんでした。こ

のことからも、当時から、我が国が竹島を自国の領土だと考えていたことは明らかです」と、ホームページにはない文言を付加して記述している。

現竹島の松島については、先の12月24日付鳥取藩への質問で、「竹島の外に因伯両国附属の島はあるか」と尋ねたのに対して、鳥取藩が「竹島松島其外両国に附属の島はない」と回答したことから、幕府は鬱陵島である竹島のそばに松島があることを初めて知る。このため改めて松島についての詳細を鳥取藩に照会することになる。鳥取藩からは、松島への伯耆国からの距離、鳥取藩領ではないこと、竹島の渡航の途中で立寄って漁をすること、因伯両国以外の者が出かけることはないなどを回答した。

こうして松島についても竹島とともに、幕府としては鳥取藩領の島ではないことを確認し、鳥取藩領の因伯両国以外から出漁している者がいない以上は、鳥取藩の関係者だけに竹島渡海を禁止すればよいと判断したものと思われる。竹島渡海の途中にだけ立ち寄る松島については言及する必要はなかったのである。したがって、松島への渡航の禁止を明記しなかったのは、松島を日本の領土と考えていたからなどということではできないのである。

この後、幕府は1837年にも異国渡海の禁止令を出している。

これは前年の1836年に石見国浜田藩領松原浦の会津屋八右衛門による竹島密貿易事件が摘発されたことによる。会津屋は、竹島については渡航が禁止されていることから、近くにある松島(現竹島)に渡航するという名目をつけて竹島に渡航して密貿易をしていたというものである。この事件は、竹島は渡航禁止であるが、松島は禁止されておらず何ら問題がなかった例として、川上健三以来、現竹島の日本領土説を唱える人たちによって主張されてきたところである。

しかしながら、1837年の異国渡航禁止令は、竹島については「元祿の度朝鮮国へ御渡しに相成候以来渡航停止仰せ出され候場所」と述べるとともに、加えて「国々の廻船等海上において異国船に出会わざる様……以来は成るべくだけ遠き沖乗り致さざる様」と、「遠き沖乗り」について特別に注意を喚起しているのであった。このことから当然

ではあるが、「遠き沖乗り」でしか行くことができない松島を、渡海禁止令から除外できるというものでないことは明らかである。

しかも、元禄度の禁止令が、直接関係のある鳥取藩にだけ達せられたのに対して、ここでの天保度の禁止令は、「御料は御代官、私領は領主地頭より、浦方村町とも洩れざる様触れ知らすべく」といって、全国の高札場に禁止令を書き記して周知徹底を図ったのであった。

### Point 5. 韓国が自国の主張の根拠として用いている安龍福の供述には、多くの疑問点があります。

釜山の安龍福は、1693年と1696年の2回、日本に来ている。安龍福の関係史料は、日本での事件であるだけに、日本の方が多く残っている。韓国では、日本からの帰国後に捕えられて備辺司での取調べ供述書が、『朝鮮王朝実録』等に記録されている。韓国における安龍福研究でも、近年は韓国側の文献だけでなく、日本側の史料も利用して行われており、韓国側の文献だけに依拠する主張は次第にみられなくなっている。

1693年の安龍福来日は、鬱陵島に来て漁採をしているところを、朴於屯と一緒に米子町人の大谷船に捕えられ、不注意ながら日本に連行され、鳥取藩で取調べられた後に、対馬藩から釜山に送還されたものであった。2度目の来日は、自らの意志でもって、朝鮮領である鬱陵島(竹島)と子山島(松島)が日本人によって侵犯されていることを抗議するために、1696年5月、隠岐を経て鳥取藩にやって来た。2ヶ月の滞在の後、鳥取の賀路から帰国し、江原道で捕えられた。この間の安龍福の言動については、日本では鳥取藩と対馬藩の記録に、韓国では『肅宗実録』その他に記録されて残っている。

外務省のパンフレットは、1696年の場合だけを取り上げているのが、1693年の連行による来日が「安龍福問題」の出发点になっていることはいうまでもない。1693年に連行されて来日した体験から、朝鮮

領の鬱陵島に渡航したのに、何故、日本人に捕えられ日本に連行されなければならないかというのが、安龍福の抱いた最大の疑問であり、それが1696年の抗議来日を決意させた契機になる。

1696年の来日は5月であった。その年1月には、幕府が日本人の鬱陵島渡航を禁止する決定をした後であるから、日本人は同島に渡航していないはずであるにもかかわらず、安龍福は同島で多数の日本人がいた旨を述べているなど、事実とは異なるとパンフレットは記している。しかし1696年1月の幕府の渡海禁止令が、鳥取藩から米子町人に伝達されたのは8月であったから、あるいはその年も例年通り渡航していたかもわからないのである。したがってこのことを代表的な例にしてパンフレットが「事実に見合わないものが数多く見られます」「それらが、韓国側により竹島の領有権の根拠の一つとして引用されています」というのは明らかに間違っている。

また、安龍福は、江戸幕府から鬱陵島(竹島)と竹島(松島)を朝鮮領とする旨の書契を得たといっているが、そうした記録は日本側にはないとも記す。安龍福が將軍の書契をもらったというのは1693年のことである。鳥取藩から江戸に送られ、幕府では好遇された上に書契をもらったが、帰途に対馬藩によって没収されたといっているが、これらはいずれも事実ではない。

1696年の来日では、隠岐の村上家文書が明らかにしているように、隠岐では『朝鮮八道之図』を示して、江原道のなかに竹島と松島、すなわち鬱陵島と子山島があることを主張した。両島がともに朝鮮の領土であるとし、そのことを日本の役人に記録させたことは重要である。

次いで鳥取藩に行き、鳥取藩主に会って抗議しようとしたが、それは実現しなかった。ただし、船中に予じめ準備していた「公方様へ差上候書物、或は因幡領主に差出候書物」が鳥取藩によって押収されたことが「竹島紀事」に見られるが、「公方様宛」の書状は、鳥取藩によって幕府に提出されたと思われる。あるいは鳥取城下の町会所に滞在中には、鳥取藩から外交使節としての待遇を受けていたのであるから、その時に、公方様＝関白＝徳川將軍に宛てた訴状を提出した可能

性も十分に考えられる。

それというのも、1697年2月に対馬藩が東萊府使に行った質問のなかで、「去秋、貴国人呈單の事あり、朝令に出ずるか」としたのに対して、朝鮮側からは「漂風の愚民に至りては、たとい作爲する所あるも、朝家の知る所にあらず」と回答し、さらに1698年3月の文書のなかでも「呈書の事に至りては、誠に其の妄作の罪あり」と述べている。このことからすれば、関白宛の安龍福の文書が提出されていたことは、日朝両国ともに認めているわけである。文書の内容についてはわからないが、竹島と松島が朝鮮領の島であることを訴えらるゝことができるであろう。

安龍福は、朝鮮人として初めて松島(于山島)を現実に目でたしかめ、それが竹島(鬱陵島)の属島として江原道に所属することを明確にしたのであった。その結果として、朝鮮では于山島に対する認識が広がり、『疆域考』(1756年)や『東国文献備考』(1770年)のなかで、「于山は即ち倭の所謂松島也」と記されるようになるのであった。

### Point 6. 日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意志を再確認しました。

1868年の維新の改革とともに、明治新政府は、朝鮮国との関係のなかで、竹島、松島の問題を検討する必要に迫られる。

1890年4月、朝鮮国に派遣された外務省官員による『朝鮮国交際始末内探書』では、「竹島松島朝鮮附属に相成候始末」という項目のなかで、「松島は竹島の隣の島であり、松島についてはこれまでに記された史料は特になし、竹島については、元禄年間後しばらくの間は朝鮮国より居留する人を派遣していたが、いまは以前のように無人島になっている……」と調査結果を報告している。

また、太政官の正院地誌課による『日本地誌提要』(1875年脱稿)では、隠岐のところで「隠岐の小島」の計179を「本州の属島」とした上

で、それ以外に松島、竹島があると記している。このことは、両島は「本州の属島」でないことを意味している。

そして地籍編纂事業のなかで、島根県から「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」が提出された時、竹島とともに「外一島」の松島についても、「本邦関係これなき儀」と、1877年3月29日に太政官は決定した。太政官は当時の日本政府最高機関であり、そこでの意思決定は重要である。

この時「外一島」とされた松島(現竹島)については、島根県より提出した伺書に添付された「由来の概略」のなかで、竹島の説明につづいて「次に一島あり、松島と呼ぶ」として、その周囲が30町であり、竹島と同じ船路にあり、隠岐からは80里の位置にある島で、樹木や竹は稀であるが……魚獣を産すると記してある。附属の「磯竹島略図」には、磯竹島(竹島)とともに松島が記載してある。

こうしたことから、1880年に内務省が作成した「大日本国全図」、1881年の「大日本府県分轄図」には、竹島、松島は記載されていない。また陸軍参謀局による「大日本全図」(1877年)にも竹島、松島の記載はなく、陸軍陸地測量部の「輯製二十万分一図一覽表」『1885年』では、竹島は記載されてはいるが点線表示であり、島名は記していない。そして松島は記載されていないのである。海軍水路部による『寰瀛水路誌』(1883年)では、竹島はリアンコールト列岩として「朝鮮東岸及び諸島」のなかで記載されることになる。

以上のような1870~1880年という明治新政府の発足直後の時期に、地籍確定、地誌編纂の作業のなかで提起された重要な歴史の事実について、外務省が全く無視していることは、それらが外務省が主張する「歴史的にも日本の固有領土である」とする説を、根本から否定するものであるだけに、見過ごすことができないことといわなければならない。

1905年のリャンコ島の日本領土編入について、外務省のパンフレットは、「閣議決定により、我が国は竹島を領有する意思を再確認しました」という。

しかし、1905年1月28日の閣議決定は「他国に於いて之を占領したりと認むべき形跡なく」といわれる無人島について、中井養三郎が「該島に移住し漁業に従事」していることを以て、「国際法上占領の事実あるものと認め」とことから、「本邦所属」にしたとあって、無主地先占の国際法の理論にもとづいて説明しているのである。日本政府による領有意思の再確認とはいっていないことに注目したい。

当時、中井養三郎が記した記録によると、中井は無人島のリャンコ島を韓国領であると考えていた。中井自身がまとめたリャンコ島でのアシカ漁についての『事業経営概要』のなかで、「本島は鬱陵島に附属して韓国の所領なりと思はるるを以て、將に統監府に就て為す所あらんとし上京した」と述べている。中井から直接に話を聞いた奥原碧雲(福市)も、「リャンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し」と、『竹島及び鬱陵島』(1907年)のなかで記している。

韓国政府にリャンコ島の貸下申請をしようとしていた中井に、領土編入の申請に変更させたのは、対応した政府の高官たちの説得であった。農商務省の牧朴真水産局長は、リャンコ島は韓国領ではないのではないかと疑問を呈し、海軍省の肝付兼行水路部長は、リャンコ島の位置は隠岐より85哩、鬱陵島よりは55哩であるにもかかわらず、出雲国多古鼻から測ると108哩であるのに対して、韓国ルツドネル岬からは118哩で、日本の方が10哩も近いところである。しかも日本人が同島で漁撈をしている以上は、日本に編入するのがよいとする意見を述べる。こうして中井は、「肝付將軍断定に頼りて、本島の全く無所属なることを確かめたり」というに至る。

しかしながら、内務、外務、農商務三大臣宛に提出された「リャンコ島領土編入並に貸下願」は、内務省で受け付けられず却下される。その理由は、中井自身の言葉を借りれば、「此の時局に際し、韓国領地の疑いある莫荒たる一個不毛の岩礁を収めて、監視の諸外国に我国の韓国併合の野心あることの疑いを大ならしむるは、利益の極めて小なるに反して、事体決して容易ならず」というものであった。ところが外務省で会った山座円次郎政務局長の意見では、「時局なればこ

そ領土編入を急要とするなり、望楼を建築し無線若しくは海底電線を設置せば、敵艦監視上極めて屈境ならずや、特に外交上内務省の如き顧慮を要することなし」と時局が切迫している今こそ、リャンコ島が、果すべき戦略的役割の重要性を強調して、領土編入を急ぐべきことを説いた。

このように、リャンコ島の領土編入は、ロシア艦隊との日本海での決戦に備えて、急ぎ行われたものであった。中井のアシカ漁のためではなく、軍事的要請があったればこそ、領土編入を強行したのである。中井の願書を受領したのは9月29日であり、その直前には鬱陵島望楼が完成し、リャンコ島に建設する望楼と海底電線で結ぶことになっていた。

日露戦争のさなかの1905年1月28日の閣議決定であった。すでに韓国の首都漢城は日本軍によって軍事的に制圧され、日韓議定書により韓国の施政は日本軍の指揮下におかれ、第一次日韓協約でもって、財政と外交の顧問に日本政府が推挙する者を雇い入れることになっていた。そうした状況下であるから、リャンコ島は韓国領ではないかとする疑念があろうとも、これを無視し、韓国政府と協議することもなく、日本領土編入についても通告することさえしなかった。外務省のホームページは、「領土編入措置を外国政府に通告することは国際法上の義務ではない」とわざわざ注記しているが、この場合、韓国政府のことは完全に無視していたと考えた方がよい。

日本政府は、竹島の領土編入について官報で公示することもなく、島根県に訓令して管内への公示を指示したことから、島根県は2月22日に隠岐島司の所管となったことを告示し、『島根県報』で発表した。そして地元の山陰新聞は、2月24日付で「隠岐の新島」と題して報道した。これらの措置は、たしかに秘密裏に行われたとはいえないが、国際法に照らして「有効に実施された」というには、程遠い公示であったといわなければならない。

日本政府のリャンコ島領土編入の5年前になる1900年には、韓国政府が大韓帝国勅令第41号により、鬱陵島を鬱島に改め、竹島と石島を加えて新しく鬱島郡を設置する行政的な整備を行った。そこでの竹

島は現在の竹嶼であり、石島が現獨島を指すとされている。したがって、この勅令により、獨島に対する韓国の領有権は明確にされることになったのである。

この当時、獨島については、日本での松島をはじめ、リアンクール列岩、リャンコ、ヤンコなどと呼ばれていたが、鬱陵島在住者は全羅道出身者が多かったことから、その方言でトル(石)をドク(独)とも発音することから、はるか彼方の岩石の島をトル島と呼んでいたものが、漢字表記するにあたって石島になったとする。発音のままなら獨島である。したがって、1904年9月25日の日本海軍の新高の『行動日誌』では、鬱陵島でリアンコルド岩を見た者から得た情報として、「リアンコルド岩、韓人之を獨島と書し、本邦漁夫等略してリャンコ島と呼称せり」と記しているのがであった。

なお、外務省のパンフレットは、「同勅令の公布前後に、朝鮮が竹島を実効的に支配してきたという事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していなかったと考えられます」と記している。1900年の当時、「朝鮮」は大韓帝国があり、「竹島」は松島あるいはリャンコ島、ヤンコ島であった。この当時、韓国進出のガイドブックとして日本人が執筆刊行した著書では、ヤンコ島を韓国江原道鬱陵島の属島としているのである。すなわち、葛生修亮『韓海通漁指針』(1903年)、岩永重華『最新韓国実業指針』(1904年)、田淵友彦『韓国新地理』(1905年)などである。獨島はヤンコ島と呼ばれ、韓国領の島として取り扱われていることは、領有権を確立していることを意味している。なお、『韓海通漁指針』には、農商務省の牧朴真水産局長が、『最新韓国実業指針』には外務省の山座円次郎政務局長が序文を寄せている。

1906年3月に、島根県官員一行が鬱陵島を訪問したさい、鬱島郡守沈興澤はそのことを江原道觀察使に報告した文書のなかで、「本郡所属獨島」と島根県に編入された竹島について記している。鬱島郡守は獨島を管轄下に明確に掌握しているのであった。

#### Point 7. サンフランシスコ平和条約起草過程で、韓国

は日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう要請しましたが、米国は竹島が日本の管轄下にあるとして拒否しました。

外務省のパンフレットでは、サンフランシスコ平和条約は日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域を定めたが、そこには竹島については何らの言及もなかったことから、「竹島が我が国の領土であるということが肯定された」とする。

そのことを立証する材料として、1951年7月のヤン駐米韓国大使からアチソン米国務長官宛に提出した書簡と、それに対する同年8月のラスク極東担当国務次官補からヤン大使に宛てた書簡をあげる。

ラスク書簡に記してあった文面では、「ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、通常この無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」というものであった。この8月10日付ラスク書簡は、アメリカ政府の竹島問題に対する基本的立場となり、1ヶ月後のサンフランシスコでの対日平和条約の領土条項として確定する。

すなわち、対日平和条約では、竹島については日本領として明記することはしなかった。そのことは、韓国からの要請に対して、韓国の領土ではないといってアメリカが拒否したためであって、日本領を意味するものではない。しかし日本では、「竹島を日本が保持する島として確定した」といっているが、果たしてそのように理解することができるであろうか。

何よりも問題なのは、ラスク書簡のいう「我々の情報」についての是非である。「朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく」とか、「朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」などと断言できるかどうかという疑問である。これまでみてきたように、歴史の事実は明らかに異なっているのである。

いま、対日平和条約草案を作成する過程で、竹島がどのように取り扱われたかをふりかえってみることにする。

もともと平和条約草案では、1947年3月20日の第一次草案から、1949年11月2日第五次草案までは、竹島は日本が放棄する島とされていたが、1949年12月29日の第六次草案において、竹島は日本領として残ると変えられた。しかし1950年8月7日の第七次草案以降では、日本に残す島を列挙することは省略されて、1951年5月の米英共同草案として最終的にまとめられ、条約の第2条(a)となる。

問題は、1949年11月までは日本が放棄するとされていた竹島が、どうして1949年12月の第六次草案で日本領とされるようになったのか、さらに1950年8月からは、どうして日本領とすることの言及をしなくなったのか、ということである。

まず、1949年12月までの認識である。ここでは竹島=独島は韓国領であった。1946年1月29日連合軍最高司令官覚書SCAPIN677号により、独島は米軍政府庁管轄下におかれるが、1948年に韓国が独立したことにより、その統治権を韓国が引き継ぎ、韓国政府が行政を及ぼす措置をとる。

ところが、1949年12月8日になって平和条約草案に竹島を日本領とするに至ったのは、中日代表部政治顧問であったシーボルトが、竹島に対する日本の主張は正当と思われるので、竹島を日本領とし、同島に気象およびレーダー基地を設置することが安全保障の上で考えられると、アメリカ国務省に提案したからである。

この場合には、その当時の極東の情勢を考える必要がある。1949年9月23日にはソ連が原爆所有を発表、10月1日には中国で中華人民共和国が成立、極東での冷戦構造は緊迫していった。そして連合軍最高司令官マッカーサーの年頭の声明は日本の自衛権を強調し、1月31日に来日した米統合参謀本部ブラッドレー議長は、沖縄と日本の軍事基地強化を声明した。そして7月には警察予備隊の創設と海上保安庁の増強が占領軍から指令され、日本は再軍備へと進む。また1949年11月1日には、米国務省が対日講和条約案の起草を準備中と発表する。

そうした状況下でのシーボルト提案であった。そこでは「合衆国の

利害に関係ある問題として安全保障の考慮から」といっているように、アメリカの極東戦略のなかで竹島は位置づけられ、レーダー基地としての役割が期待されるのであった。

しかしながら、50年4月、米国務長官顧問として対日平和条約案作成の責任者となったダレスは、これまで具体的にあげていた日本の領土範囲を簡潔にまとめるかたちをとり、竹島への言及もしないことになる。

一方、1951年4月の英国草案では、経度緯度で表示した線を日本の周囲にめぐらし、その線の内側を日本の領域とした。竹島はその線の外側に位置づけられ、日本から除外していたのである。この英国案については1957年5月に米英両国間で協議が行われ、米英両国草案としてまとめられる。そして日本を線で囲む英国案をやめさせたことは、線の外側に竹島を位置づけることを否定したことを意味し、竹島を日本領にとどめることになったと解釈できるという者もいる。しかし、1950年8月の第七次草案以降では、島名の記載はすべてなくなるのであるから、直ちに竹島が日本領になったと解釈できるのは早計にすぎる。英国案で否定されたのは、経度緯度で線引きして囲む方式についてである。

ところが、韓国はこうしたかたちで対日講和への作業が進められていることについて知らなかった。何よりも朝鮮戦争のさなかであった。1950年6月25日に勃発した内戦は、同年10月25日には中国が参戦、翌1951年7月10日には開城で休戦会談がはじまるという激動の時期でもあった。しかし、そのなかで韓国政府は、対日講和条約案に韓国としての意見を反映させる必要があると考えて、アメリカに対して11項目の要求を行う。韓国として独島について初めて言及したのは、1951年7月19日のダレスとの間で行われた第2回面談で、駐米大使から日本が独島を放棄することを明記するように要求した。これに対する8月9日付回答が、ラスク国務次官補からの書簡である。

たしかにラスク書簡は、韓国側の主張を明確に否定した。ラスク書簡が前提にしているのは、1949年12月のシーボルト提案である。それが、日本側の一方的な情報にもとづき、当面するアメリカの利害にか

かわる安全保障の見地からまとめられた内容であることは前述の通りである。

したがって、ラスク書簡を金科玉条にして、アメリカは竹島を日本領とみている。対日講和条約によって日本の竹島保持は確定したとする外務省の姿勢は如何なるものかといわなければならないのである。日本はアメリカに期待をかけ、働きかけもしてきたが、アメリカは日韓両国間の紛争にまき込まれたくないというのを基本の姿勢にしてきている。竹島の領有権を決めるのはアメリカでない以上、当然のことというべきであろう。

外務省のパンフレットにみられるようなアメリカ依存の姿勢では、竹島問題の解決はないのである。

### Point 8. 竹島は1952年、在日米軍の爆撃訓練地域として指定されており、日本の領土として扱われたことは明らかです。

竹島が在日米軍の爆撃訓練地域に指定されたのは、1952年7月26日の日米合同委員会であるが、翌1953年3月19日には韓米合同委員会の決定で指定が解除される。

1年も経過しないうちに指定が解除されたのは、日米合同委員会指定したことを知った韓国政府の抗議により、1953年2月27日付で撤回を求める公翰を送ったことにもとづく措置であった。したがって、外務省パンフレットのように、日米合同委員会が在日米軍が使用する区域として決定したことをもって、「とりもなおさず竹島が日本の領土であることを示しています。」というわけにはゆかないのである。

竹島(独島)を米軍の爆撃訓練地域に指定することをめぐっては、ここで問題になっている1952年以前から、問題が生じていたが、いずれも在韓米空軍と韓国政府との間で解決されていた。そのことは、独

島が韓国領であったことを示している。

1947年9月16日、SCAPIN1778で独島は爆撃演習地に指定された。そして1948年6月30日に独島に出漁中の韓国漁民30余人が、米空軍機の爆撃演習で犠牲となる事件が発生する。この事件については、韓国が独立した後の1950年4月25日に韓国政府は米空軍に抗議するが、空軍は演習目標には定めていないと回答した。しかしその後犠牲者に対する賠償金が支払われる。

米軍は1951年7月6日にSCAPIN2160で独島を爆撃演習場に指定、1952年7月26日の日米合同委員会で再び指定する。そして同年9月18日、在韓米軍の許可を得て、韓国山岳会による第2次調査団が出かけたところ、米空軍の爆撃演習に遭遇して独島に上陸できず、そのことを政府に報告した。このため韓国政府は11月10日付で米国駐韓大使に再発防止を要請する文書を送り、12月24日には米極東軍司令官から、今後独島周辺では爆撃演習をしないとする通報を受け、1953年3月19日の韓米合同委員会で演習地域の解除を決定した。以上の経過からすれば、在韓米軍は独島が韓国領であることを認めた上での対処ということになる。

またホームページでは、指定を解除した理由として、韓国で起こっていた事態には全く言及しないで「竹島周辺地域におけるアシカの捕獲、アワビやワカメの採取を望む地元からの強い要請があること、また米軍も同年冬から竹島の爆撃演習場としての使用を中止していたことから、1953(昭和28)年3月の合同委員会において、同島を演習区域から削除することが決定されました」と記している。

何を根拠にしてこのような記述をするのかわからないが、地元とされる島根県から「竹島を駐留軍の爆撃演習地より除外されたい」とする陳情書が外務大臣と農林大臣に提出されたのは、1952年5月20日であった。これは7月26日の日米合同委員会を前にして提出されたものである。日米合同委員会海上演習場分科会の3月19日の議事録は、「竹島(リアンコールド列岩)爆撃場は今後在日米空軍によって要求されないこと」と日米双方の合意を見た上で上申し、同日開催の合同委員会で承認されている。

### Point 9. 韓国は竹島を不法占拠しており、我が国としては嚴重に抗議しています。

外務省のパンフレットは、「韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠のないまま行われている不法占拠」であり、「竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません」と記す。

竹島を日本の領土であると主張するのは、1905年の領土編入して以来、日本のものであったという口実だけである。しかし占領政策のなかでは、SCAPIN677により、竹島は日本の行政行使の区域から除外し、さらにSCAPIN1033のマッカーサーラインでもって、日本の船舶と船員は竹島から12海里以内に近づくことはできないとした。ただし、SCAPIN1033は1952年4月25日に廃止されるが、SCAPIN677については廃止措置はとられなかった。このため韓国側では、竹島について明示的な規定があるのはSCAPIN677だけであり、対日講和条約で日本領に偏入すると規定されない以上は、日本から分離したことに変わりはないとする。これに対して日本側では対日講和条約の発効と同時にSCAPIN677は失効し、講和条約で竹島について言及していないのは日本領として残ったものと考えられるとするのであった。

このため日本政府は、竹島の現状を、「韓国の不法占拠」とする。しかし何故に「不法」かについては何も記してはいない。

李承晩ラインについても、「国際法に反して一方的に設定」したもののとして非難する。しかし、李ラインは、SCAPIN1033にもとづくマッカーサーラインを継承したものである。連合軍の占領政策が、日本漁船の操業を制限する措置として、何故に設定したかについて検討してみなければならないはずである。

資材、技術、資本を日本人が掌握支配していたのが朝鮮の漁業であった。植民地から解放されたとはいえ、韓国漁業が自立して行きた

めには、保護による育成が必要であり、そのためには日本漁船の進出を阻止するマッカーサーラインの設定が必要であった。それは戦前の日本漁業が沿岸国の立場を考えないで恣意的に操業していた漁業活動を規制すべしという国際世論を反映して実施されたものである。だがしかし、マッカーサーラインに対してさえ、日本の漁業団体は、対日講和条約前の早期撤廃を要請していたのである。

日本政府は李承晩ラインに対して、「公海自由の原則に反する」といって批判していた。「公海自由の原則」といえば聞こえがよい。しかし戦後世界では、かつての時代とは異なって、沿岸国ないしは新興国の利益を優先するという新しい原則に変ってきているのである。このため対日講和条約第九条で、「日本国は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規制する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする」と規定していた。

韓国は連合国ではなかったが、第二十一条の受益条項によって、第九条で規定された利益を受けることができるようになっており、日韓両国間の漁業協定締結の義務が日本には課せられていた。したがって、当然のこととして、韓国の沿岸漁業を保護しなければならないとする韓国政府の立場を考慮して、日本は韓国周辺地域での日本漁船の操業を制限すること、漁業協定でそのことを明文化することが期待されていた。しかし日本側には、操業を制限する意志はなかったのである。そのための韓国側の自衛措置が、マッカーサーラインを継承する李承晩ラインの設定であった。

たしかに、日本側からすれば李承晩ラインの設定は、突如として、しかも一方的であったかもしれない。しかし日本側が非難してやまない「公海自由の原則に反する」「不法不当な一方的決定である」などについては、韓国政府国務院宣言等を通じて言及しているところである。韓国側は、国際的先例に依據しているとして、アメリカのトルーマン宣言をはじめとする具体例を列挙した。公海自由の原則に代わって戦後には沿岸国の利益を尊重することが原則として確立しつつあることを明らかにしている。また水域設定にあたっては、関係

国の同意は必ずしも必要としない方向に変わってきていることについても言及していたのである。だが、日本では、感情的な反発だけが優先して、日本海の水産資源の保護と利用には如何な対策が望まれるかをめぐる見解表明はほとんどないままで終始したとあってよい。

外務省のパンフレットは、1953年7月、竹島で漁業に従事している韓国漁民に対して、「不法漁業」であるとして撤去を要求したと記している。前述したように、1953年3月19日に韓米合同委員会は独島を爆撃演習地域から解除することを決定した。同日、日米合同委員会もまた竹島を演習地域から削除することを決定した。

日本の場合とは異なって、韓国では在韓米軍の許可があったにもかかわらず、独島で爆撃演習が行われたことに対して、韓国政府が抗議した結果、米軍から爆撃演習はしないという通報を受けた上での解除決定の経過措置があった。そのことは独島を韓国領と認めた上での対処であったわけである。指定解除とともに韓国漁民は独島周辺海域に出漁した。それを「不法漁業」ということができるであろうか。

韓国は独島の統治を、1948年に韓国が独立した時に米軍政庁から引継いできているのである。1952年の対日講和条約で何の記述もない独島を日本領とすることができるであろうか。1953年以降、日韓両国の漁業者が衝突する事件が起こるや、韓国では独島義勇守備隊が独島の守備に当たり実効的占有を担当する。国家警察が警備に当たるのは1956年12月からである。なお、1953年からは日韓両国政府間での抗議口述書が往復されている。

**Point 10. 日本は竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国が之を拒否しています。**

日本政府は、1954年9月25日付口上書で、竹島の領有権問題を国際

司法裁判所に付託することを韓国側に提案したが、韓国は同年10月28日、この提案を拒否した。

外務省のパンフレットは、何故に韓国側が拒否したのか、その理由について記していない。理由がわからなければ、韓国側が逃げているとも誤解されることになる。韓国の立場は、独島に対する領土権を初めからもっており、この権利に対する確認を国際司法裁判所に求めなければならない理由はない、というものである。

そして1951年以来はじまった日韓外交正常化交渉では、竹島=独島問題はタナ上げされたが、「紛争の解決に関する交換公文」が1965年に取り交わされ、以下の合意を得ている……「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとし、これによって解決できなかった場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする」

このことからすれば、竹島問題の解決方法は外交交渉で解決するか、調停によるしかないわけで、日本側の政府与党から語られているように、直接的に国際司法裁判所に持ち込むなどということは考えられないはずのことといわなければならない。

なおパンフレットでは、1954年に韓国を訪問したヴァン・フリート大使の帰朝報告に、米国は竹島を日本領と考えており、本件を国際司法裁判所に付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行ったところ、韓国は独島の一部であると反論したとの趣旨が記されていると、わざわざ付言している。

この当時、日本外務省が米國務省の支持を得て、竹島紛争を国際司法裁判所に付託されるべきであるとする安全保障理事会の勧告を得るための働きかけを行っていたことが明らかにされているが、日本側が米国に仲介者の役割を期待しているのに対して、米国はこの問題について巻き込まれたくないという姿勢をとり、両国政府が独力で話し合うべきであるとした(会談記録「リアンクール紛争安全保障理事会に付託するとの日本の提案」1954年11月16日、会談覚書「リアンクール岩」1954年11月17日……「竹島問題に関する調査研究-最終報告書」

前述した1951年のラスク書簡,そして1954年のヴァンフリート大使報告にしても,日本外務省がもっぱら米國務省の權威を頼みにして,問題解決に当たろうとしていたことがよくわかる.しかし領土問題の解決に第三国の積極的な関与を期待することはできないわけで,基本は両国間の協議にある.それにもかかわらず,日韓両国が合意している1965年の「紛争の解決に関する交換公文」について全く言及していないのは理解に苦しむところである.もっとも韓国が,獨島は韓国領土であるから紛争は存在しないとする立場から,紛争解決の交換公文の対象ではないとする説もあるが,それならそれで獨島が韓国領土ではない,竹島は日本領土であることを明確に証明することが必要である.外務省のパンフレットの限りで言えば,日本政府の主張は全く説得力をもたないのである.

## 竹島問題의 問題點

-日本 外務省『竹島』批判-

나이토케이추(内藤正中)\*

### < 목 차 >

- Point 1. 일본은 오래 전부터 다케시마의 존재를 인식하고 있었습니다.
- Point 2. 한국이 오래 전부터 다케시마를 인식하고 있었다는 근거는 없습니다.
- Point 3. 일본은 울릉도로 건너가는 배가 들리는 곳 및 고기 잡는 곳으로 다케시마를 이용하였으며, 늦어도 17세기 중반에는 다케시마의 영유권을 확립했습니다.
- Point 4. 일본은 17세기말 울릉도로의 도항을 금지하였으나, 다케시마로의 도항은 금지하지 않았습니다.
- Point 5. 한국이 자기 나라라는 주장의 근거로 이용하고 있는 안용복의 진술에는 많은 의문점이 있습니다.
- Point 6. 일본정부는, 1905년 다케시마를 시마네현에 편입하여, 다케시마를 영유하는 의지를 재확인했습니다.
- Point 7. 샌프란시스코 평화조약 기초 과정에서, 한국은 일본이 포기해야 할 영토로 다케시마를 포함시키도록 요청했습니다만, 미국은 다케시마가 일본의 관할 아래 있다고 하여 거부했습니다.
- Point 8. 다케시마는 1952년 주일 미군의 폭격 훈련지역으로 지정되어 있어, 일본 영토로 다루어진 것은 명확합니다.
- Point 9. 한국은 다케시마를 불법점거 하고 있어, 우리나라로서는 엄중하게 항의하고 있습니다.
- Point 10. 일본은 다케시마의 영유권에 관한 문제를 국제사법재판소에 부탁하는 것을 제안하고 있습니다만, 한국이 이것을 거부하고 있습니다.

편집위원 : 김화경(영남대)  
박홍규(영남대)  
배진수(동북아역사재단)  
오상학(제주대)  
정갑용(영산대)

---

## 獨島研究

제 4 호

---

2008년 6월 15일 인쇄

2008년 6월 30일 발행

---

발행인 : 우 동 기

편집인 : 김 화 경

발행처 : 영남대학교 독도연구소

712-749 경상북도 경산시 대동 214-1

TEL : (053) 810-3686

FAX : (053) 810-4704

인쇄처 : 영광기획

053) 851-8987

---